

生年度別に見た年金受給後の厚生年金の標準的な年金額(夫婦2人の基礎年金含む)の見通し

(平成26年財政検証)

○ 人口:出生中位、死亡中位・経済:ケースE(変動なし)

	物価上昇率	賃金上昇率 (実質対物価)	運用利回り		経済成長率 (実質対物価) 2024年度以降 20~30年
			実質対物価	スプレッド対賃金	
長期の経済前提	1.2%	1.3%	3.0%	1.7%	0.4%

所得代替率 (給付水準調整終了後) 給付水準調整終了年度	一元化モデル			(従来モデル)
		基礎	比例	
	50.6%	26.0%	24.5%	(51.6%)
	2043	2043	2020	

厚生年金の調整終了
(平成32年度)

基礎年金の調整終了
(平成65年度)

生年度(平成26(2014)年度における年齢)	平成26年度 (2014)	平成31年度 (2019)	平成36年度 (2024)	平成41年度 (2029)	平成46年度 (2034)	平成51年度 (2039)	平成56年度 (2044)	平成61年度 (2049)	平成66年度 (2054)	平成71年度 (2059)	平成76年度 (2064)	平成81年度 (2069)
	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円
現役男子の平均賃金(手取り)	34.8	34.7	38.1	40.4	42.9	45.8	48.8	52.0	55.4	59.1	63.0	67.1
1949年度生 (65歳) 【平成26(2014)年度65歳到達】	21.8 [62.7%] (65歳)	20.2 <58.1%> (70歳)	19.6 <51.6%> (75歳)	19.1 <47.3%> (80歳)	18.8 <43.9%> (85歳)	19.2 <41.8%> (90歳)						
1954年度生 (60歳) 【平成31(2019)年度65歳到達】		20.7 [59.7%] (65歳)	20.2 <53.0%> (70歳)	19.6 <48.6%> (75歳)	19.0 <44.2%> (80歳)	19.2 <41.8%> (85歳)	19.7 <40.4%> (90歳)					
1959年度生 (55歳) 【平成36(2024)年度65歳到達】			22.2 [58.3%] (65歳)	21.6 <53.4%> (70歳)	20.9 <48.6%> (75歳)	20.2 <44.1%> (80歳)	20.0 <41.0%> (85歳)	21.0 <40.4%> (90歳)				
1964年度生 (50歳) 【平成41(2029)年度65歳到達】				22.9 [58.8%] (65歳)	22.2 <51.7%> (70歳)	21.5 <46.9%> (75歳)	21.0 <43.1%> (80歳)	21.3 <41.0%> (85歳)	22.4 <40.4%> (90歳)			
1969年度生 (45歳) 【平成46(2034)年度65歳到達】					23.6 [54.8%] (65歳)	22.8 <49.8%> (70歳)	22.3 <45.7%> (75歳)	22.3 <42.9%> (80歳)	22.7 <40.9%> (85歳)	23.9 <40.4%> (90歳)		
1974年度生 (40歳) 【平成51(2039)年度65歳到達】						23.9 [52.3%] (65歳)	23.4 <48.0%> (70歳)	23.4 <45.1%> (75歳)	23.4 <42.3%> (80歳)	23.9 <40.4%> (85歳)	25.5 <40.4%> (90歳)	
1979年度生 (35歳) 【平成56(2044)年度65歳到達】							24.7 [50.6%] (65歳)	24.7 <47.4%> (70歳)	24.7 <44.5%> (75歳)	24.7 <41.8%> (80歳)	25.5 <40.4%> (85歳)	27.2 <40.4%> (90歳)
1984年度生 (30歳) 【平成61(2049)年度65歳到達】								26.3 [50.6%] (65歳)	26.3 <47.4%> (70歳)	26.3 <44.5%> (75歳)	26.3 <41.8%> (80歳)	27.2 <40.4%> (85歳)

(注1) 数値は、各時点の名目額を物価で現在価値に割り戻した額を記載した。

(注2) 年金額はスライド特例によるかさ上げのない本来水準。

(注3) □内は、各世代の65歳新規裁定時における標準的な年金額の所得代替率を記載した。

(注4) <>内は、各時点における年金額と同時点における現役男子の平均賃金(手取り)とを比較した比率を記載した。

(注5) 既裁定者の年金は物価上昇率による改定を基準としているが、その時々の新規裁定者の年金水準との乖離率が2割となった場合は、新規裁定者の年金と同じ賃金上昇率により改定することとし、乖離率が2割を超えないようにするとの方針が定められており、財政検証はその方針に準拠して行われている。